

○ 人事記録の記載事項等に関する内閣府令（昭和四十一年総理府令第二号）附則第四項による同府令第十条の読替表

（傍線部分は読替部分）

| 読 替 後   | 読 替 前   |
|---|---|
| <p>（人事記録の写しの送付）</p> <p>第十条 任命権者は、職員を会計検査院、人事院、内閣官房若しくは内閣法制局、内閣府、宮内庁若しくは内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項若しくは第二項に規定する機関、復興庁又は国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第三条第二項に規定する機関の課長又はこれと同等以上の官職にはじめて任用したときは、遅滞なく、当該職員の人事記録の写し一部を内閣総理大臣に送付しなければならない。</p> | <p>（人事記録の写しの送付）</p> <p>第十条 任命権者は、職員を会計検査院、人事院、内閣官房若しくは内閣法制局、内閣府、宮内庁若しくは内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項若しくは第二項に規定する機関又は国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第三条第二項に規定する機関の課長又はこれと同等以上の官職にはじめて任用したときは、遅滞なく、当該職員の人事記録の写し一部を内閣総理大臣に送付しなければならない。</p> |